

## 1 地方税収納金整理資金制度の創設（重点）

提案要求先 総務省  
都所管局 財務局・総務局・主税局

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

## 2 財政上の不合理な措置の是正（重点）

提案要求先 総務省・財務省  
都所管局 財務局・主税局

現在都が受けている、次に掲げる措置については、極めて不合理なものであり、地方税財政制度の抜本の見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

- 1 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の廃止
  - (1) 地方道路譲与税の譲与制限

### 3 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化(重点)

提案要求先 総務省・経済産業省  
都所管局 環境局・主税局

首都圏の一都三県では、平成 15 年 10 月 1 日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでおり、都における浮遊粒子状物質の濃度は大きく改善してきた。しかしながら、都民の健康と生命を守るためには、一層の改善が必要な状況にある。

この大気汚染の根本的な原因は国の自動車排出ガス規制の遅れにある。また、国は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の対策地域への流入車対策の必要性を認識せず、規制のかからない自動車の流入を放置している。また、対策地域から対策地域外に基準を満たさない車両が転売・転籍されることにより対策地域外の環境改善の遅れを招いている。

ついては、ディーゼル車等の自動車交通に起因する東京の大気汚染を早期に改善するとともに、健康被害者を救済するため、以下の措置を講じること。

#### 5 不正軽油対策

不正軽油による環境悪化を防止するとともに、脱税・滞納などの問題に対処するため、次のとおり早急に対策を講じること。

- (3) 重油及び灯油に混入されている識別剤（クマリン）を新たな薬剤に変更すること。また、識別剤の添加を義務化し、除去を禁止するとともに、違反者に対する罰則規定を整備すること。

## 4 都市と地球の温暖化防止対策の推進（重点）

提案要求先 総務省・環境省  
都所管局 環境局・主税局

都においては、地球温暖化とヒートアイランド現象（都市部気温上昇現象）が同時に進行している。

温暖化対策における国の役割としては、①「京都議定書」の6%削減の達成に向け、事業者による自主的取組や国民に対する普及啓発等にとどまらない、実効性ある地球温暖化対策を直ちに開始すること、②地球温暖化の速度を大きく上回る都市の温暖化（＝「ヒートアイランド現象（都市部気温上昇現象）」）の実態を踏まえ、総合的な温暖化対策を推進していくことである。

については、東京を人間が持続して安心して住み続けることが可能な都市とするため、以下の措置を講じること。

### 1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

（3） 環境税を導入する場合には、地方自治体が環境政策に果たす責任と役割等を踏まえ、地方税を主体とすること。

## 5 固定資産税制の改革（一般）

提案要求先 総務省  
都所管局 主税局

固定資産税制を抜本的に見直し、地価と税負担の関係がより明確となるようにするとともに、課税の仕組みを簡素化すること。

## 6 国有資産等所在市町村交付金制度等の見直し（一般）

提案要求先 総務省  
都 所 管 局 主 税 局

国有資産等所在市町村交付金制度については、当面、固定資産税相当分に加え、都市計画税相当分も交付するよう見直すこと。

また、同制度の前提となる国及び地方公共団体等に対する非課税措置については、他の同種の固定資産との間の負担の均衡等を考慮して、廃止も含めた抜本的な見直しを検討すること。

## 7 相続税・贈与税の見直し（一般）

提案要求先 総務省・財務省  
都 所 管 局 主 税 局

社会経済の活力維持等の観点から、相続税・贈与税のあり方を抜本的に見直すこと。

## 8 還付加算金の割合の引下げ（一般）

提案要求先 総務省・財務省  
都所管局 主税局・総務局

超低金利下において、過大となっている還付加算金の割合を引き下げること。

## 9 課税の適正化のための民事執行法の改正（一般）

提案要求先 総務省・法務省  
都所管局 主税局

競売不動産の買受人による固定資産税及び都市計画税の悪質な課税逃れを防止するため、所有権移転登記が確実に行われるよう、民事執行法を改正すること。

## 10 少子社会対策の推進（一般）

提案要求先 総務省  
都所管局 主税局

事業所税の課税標準である従業者給与総額から、育児休業中の従業者に対する給与を除外するなど、企業における育児休業の取得促進を図るための税制上の措置を講ずること。